

新 潟 市

中央 農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



のうぎょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介する方は、江南区天野でハウスによる「きゅうり」の通年栽培を営む小泉健作さんです。

「きゅうり」を、2棟のハウス(17a)で約2,100株栽培しています。緑色が濃く、大きな葉に隠れるように、みずみずしい「きゅうり」の実を付けていました。2月に植えた苗からの収穫は、3月中旬から6月下旬まで毎日休むことなく続くそうです。「きゅうり」の種類は、沢山ある中で、農協から勧められた品種を試験栽培し、美味しいものを選択しているとのことでした。

今後はさらにおいしい「きゅうり」の栽培をしたいと話されていました。

～～～最終ページに小泉健作さんの記事が続きます。～～～

中央農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

新たな農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農業委員会では活動計画の策定などの目標づくりとその点検・評価を行っています。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり作成しました。

○担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4, 479. 00ha	2, 848. 60ha	63. 60%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加しているため、担い手への農地集積を進めなければならないが、農業従事者の減少により新たな担い手の育成確保が課題となる。地域の実情に応じた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化、併せて担い手の育成確保に取り組む必要がある。		
令和2年度の目標	集積面積 3, 360. 00ha (うち新規集積面積 130. 00ha) 目標設定の考え方:新潟市農業構想の担い手への農地集積率85%(令和4年度)		
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・市策定の「人・農地プラン」に基づき、地域での農業者等の話合いの調整・推進を農業委員と農地利用最適化推進委員が市と役割分担するとともに、関係団体等と連携し実施する。(通年) ・農地中間管理事業の活用や農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地の集積・集約を進める。(通年) ・「農業委員会だより」により制度等を周知する。 		

○新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	3 経営体	4 経営体	4 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	1. 60ha	2. 47ha	2. 91ha
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加していることから、担い手の育成が喫緊の課題である。関係機関との連携や地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。また、新規就農者の農地確保のため、情報提供などの支援を行うことも重要な活動である。		
参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1. 00ha
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入に関する窓口として、市と連携し、各種補助制度等に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する。(通年) ・青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の農地所有者との架け橋となるなどの支援活動を行う。(通年) 		

○遊休農地に関する措置

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4, 479. 00ha	1. 60ha	0. 04%
課 題	小面積など耕作条件が困難な農地が分散していることから遊休農地となっている。農地中間管理事業を活用した貸借も、借人を確保することが困難となってきたことから、遊休農地解消に苦慮している。また、農業従事者の高齢化や、非農家が相続した農地の増加などに伴い、遊休農地の拡大が今後懸念されることから、農地パトロールを活用した遊休農地の未然防止対策を積極的に実施していく。		
令和2年度の目標	遊休農地の解消面積 0. 4 ha 目標設定の考え方: 管内農地面積の1%以下の維持		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	38人	6月～11月	7月～11月
	調査方法	1万分の1の地形図を基に管内を農業委員及び農地利用最適化推進委員数で区域割りし、担当区域内全ての農地を対象に利用状況調査を実施する。また、遊休化している農地や農地以外の目的に供している農地等、調査内容を図面に記録してもらい、それを基に事務局員が詳細な調査を実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	11月～12月	

○違反転用への適正な対応

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4, 479. 00ha	3. 40ha
課 題	違反転用地のほとんどが農用区域内であり、原状回復以外に解決の方法がないこと。	
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だよりで農地の有効活用・違反転用防止の啓発を2回行う。 ・7月に実施予定の農地パトロールで違反転用の現地確認を行い、口頭・文書指導、或いは農地部会委員で構成する調査委員会に違反者を呼び出して、是正指導を行う。また、11月に指導後の現地を再度確認し、対応策を検討する。 	

農地の利用状況調査(農地パトロール)の実施について

農地法の規定により毎年市内全域の農地を対象として、利用状況調査を実施します。遊休農地である場合は、その土地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をするよう指導を行います。令和2年度の農地の利用状況調査を、下記のとおり実施いたします。

※遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

- 1 調査対象：管内（東区・中央区・江南区）
- 2 調査期間：令和2年6月から11月まで
- 3 調査方法：農業委員等が農地を見回り、遊休化しているか否かの調査を実施します。農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。



農業者年金の「現況届」はお忘れなく

- 農業者年金受給者全ての対象者は、**農業委員会事務局に「現況届」を提出してください。**

(現況届は、5月末までに農業者年金基金から郵送されています)



お気軽にご相談を

農業委員・推進委員は、農地パトロールによる農地の監視活動・権利関係の調整・あっせん、担い手への農地集積、認定農業者や担い手の育成等さまざまな活動を行っています。

また、農業者年金や農地の売買・貸し借りなど農家の相談にも応じています。相談に関するプライバシーは固く守りますので、お気軽にご相談ください。



老後の安心は国民年金+農業者年金

加入資格・60歳未満の国民年金第1号被保険者
・農業に年間60日以上従事している方

※詳細はお近くの
JA・農業委員会事務局または下記HPへ
<http://www.nounen.go.jp>



購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1か月700円
- ★購読の申込み先

農業委員・農地最適化推進委員
農業委員会事務局まで (TEL382-4964)



農業人の紹介

小泉 健作さん(40)

現在の経営状況

水稻 4 ha 畑 70 a
きゅうり (延作付面積 17 a x 2 回転)
トマト (延作付面積 5 a x 2 回転)



就農のきっかけ

就職を考えるころ、我が家は水稻とハウスによる「きゅうり」等の通年栽培で営農していました。家の仕事に興味をもち、農業大学校へ進学し、就農しました。そして気が付いたら、17年が経っていました。

日々感じること

自宅のすぐ近くにあるハウスで、きゅうりの栽培をしています。毎朝収穫作業があり、朝の4時半から収穫作業を始め、選別し、箱詰めをして出荷までです。午前11時位までかかります。出荷先は農協・スーパー・直売所。最近は、首都圏でも届けるようになってきました。収穫漏れがない様に注意深く作業していますが、それでも取り忘れることがあります。きゅうりは成育が早いので、取り忘れると出荷できない。一日も休むことが出来ませんが、全然苦痛に感じたりとはなく、家

族4人(両親・妻・本人)全員で協力しながら収穫作業をしています。

今までで困ったことは、病気にかかり、収穫ができなくなったこと。

そういうことが無い様に、毎日の収穫作業時に、きゅうりの葉等の状態を確認し、土中の水分量・液肥量・ハウス内の温度管理など、注意深く気を配っています。早期に病気等の発見し、対処することが大事です。

ハウスのビニールの貼替は、地域のハウス仲間(十数人)と連携して、みんなと一緒に作業をしています。地域の人のつながりを感じ、農業をやっているよかったです。※小泉さんのビニールハウスは7年毎に貼替。

今後のこと

業務の拡大及び他の野菜への転換は、今のところ考えていません。引き続き、美味しいきゅうりの栽培に情熱を注ぎ、地域の仲間と共に天野地域の農業を盛り上げていきたいと考えています。



規格外のきゅうりは加工(漬物等)し、販売。



収穫中の小泉さん

●●●●● 農地の賃借・売買等は農業委員会で ●●●●●

農地法に基づく申請・届出締切日(6月~9月) 許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
6月	10日(水)	5日(金)	7月	10日(金)	6日(月)	8月	11日(火)	5日(水)	9月	9日(水)	4日(金)
		15日(月)			14日(火)			14日(金)			14日(月)
		23日(火)			22日(水)			24日(月)			24日(木)

※農地の賃借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または中央農業委員会事務局にご相談ください。



第52号 6月 2020
令和2年6月5日発行

新潟市中央区農業委員会編集・発行
〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5

TEL (025)382-4964 FAX (025)381-7090
メールアドレス nogyouk@city.niigata.lg.jp
ホームページアドレス https://www.city.niigata.lg.jp